

---

過去 10 年の開示答案分析結果  
からみる, 2019 記述式対策

---

## 【講師レジュメ】

司法書士

小玉 真義 専任講師

# 辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA



# 1. 平成 31 年度記述対策・採点基準分析に基づく答案の書き方

## 一. 不動産登記・商業登記共通

たとえ時間が足りなくとも、崩し字（略字や草書体）で解答を書いてくることは避ける（採点官に採点拒否をさせない。）。

## 二. 不動産登記

自分で解答欄の訂正をして、採点してもらうためには、「（文面上で）謙虚な姿勢を見せる」ことが大切（採点官は、善意解釈してくれない。）。

## 三. 不動産登記

添付情報を記号（ア、イ、ウ等）で記載する場合には、（時間がなければ）後回しにするのがおすすめ。

## 四. 不動産登記

文章を記載する問題（平成 29 年度本試験では、登記原因証明情報の問題。平成 28 年度本試験では、執行文付与についての問題。平成 27 年度本試験では、根抵当権の債権の範囲についての問題。平成 26 年度本試験では、事業用定期借地権の問題。）については、時間がなければ粘らなくても可。

## 五. 不動産登記

平成 30 年度本試験の問題文において特に変更（これまでの本試験と異なる文言が書かれているような事情）が無い限り「抵当権（根抵当権）」の「債務者の住所」は記載しなくていい。

（答案作成に当たっての注意事項）

1 第 36 問答案用紙の第 1 欄から第 3 欄までの申請事項等欄の「上記以外の申請事項等」欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。

(2) 申請人について住所、本店又は代表機関の資格及び氏名は、記載することを要しない。

## 六. 商業登記

「就任承諾書 5 通」というように、就任承諾書をまとめて書くのは、減点対象となっている可能性あり。

## 七. 商業登記

文章を記載する問題（平成 28 年度、平成 29 年度本試験の「登記することができない事項」がこの分類になります。平成 27 年度本試験では、兼任禁止の問題と、親会社株の取得についての問題でした。）については、時間がなければ粘らなくても可。

## 八. 商業登記

添付書面の通数には細心の注意を（合否に大きく影響。）。

## 九. 商業登記

近年の本試験では、登録免許税の配点が比較的高め（合否に大きく影響。）。

## 十. 商業登記

「発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更」に関する出題は、大きな配点がされるようになった（4 点程度・なお、平成 27 年度本試験分析結果時には 2 点程度でした。）。

## 十一. 商業登記

最終手段として、時間が無ければ「（答案用紙の）オモテ面だけ完璧に、ウラ面は白紙」という作戦もアリ。

**2. 平成 30 年度択一本試験正答率ランク表（下から 13 位まで）**

順位	午前の部		
	問題番号	正答率	出題内容
<b>23 位</b>	第 35 問	69%	
<b>24 位</b>	第 31 問	67%	
<b>25 位</b>	第 15 問	64%	
<b>26 位</b>	第 16 問	61%	
<b>27 位</b>	第 29 問	56%	
<b>28 位</b>	第 7 問	55%	
<b>29 位</b>	第 19 問	51%	
<b>30 位</b>	第 25 問	49%	
<b>31 位</b>	第 23 問	48%	
<b>32 位</b>	第 27 問	47%	
<b>33 位</b>	第 17 問	43%	
<b>34 位</b>	第 34 問	35%	
<b>35 位</b>	第 28 問	34%	

順位	午後の部		
	問題番号	正答率	出題内容
<b>23 位</b>	第 23 問	60.4%	
<b>24 位</b>	第 2 問	60.0%	
<b>25 位</b>	第 21 問	59%	
<b>26 位</b>	第 13 問	58%	
<b>27 位</b>	第 34 問	57%	
<b>28 位</b>	第 1 問	56%	
<b>29 位</b>	第 14 問	47.5%	
<b>30 位</b>	第 17 問	47.2%	
<b>31 位</b>	第 30 問	42%	
<b>32 位</b>	第 18 問	38%	
<b>33 位</b>	第 33 問	35.7%	
<b>33 位</b>	第 29 問	35.7%	
<b>35 位</b>	第 5 問	26%	

※黒いマークのしてある問題を取れると，ちょうど基準点突破。

**(これらの問題が「基準点突破の分岐点となった問題」と言えます。)**

※さらに，基準点を超えて「合格点」を取るためには，0～5 問程度の上乗せ点が必要だと思われる（本ガイダンスの時点では最終合格発表がされていないので，ここは分かりません。記述式の点数が高ければ，上乗せ点は 0 点でも大丈夫です。)

**※以上は，正答率から導いた一般的な話です。個人的なミス等をすれば，他に取らなければならない問題が増えます。**

## 基準点突破の分岐点となった問題（午前の部 26 位）

第16問 詐害行為取消権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 被保全債権が発生し、かつ、その履行期が到来した後にされた行為でなければ、これについて詐害行為取消権を行使することはできない。

イ 特定物の引渡請求権の債務者が当該特定物を処分することにより無資力となった場合には、当該引渡請求権が金銭債権に転じていなかったとしても、当該引渡請求権の債権者は、当該処分について詐害行為取消権を行使することができる。

ウ 詐害行為の受益者が債権者を害すべき事実について悪意である場合において、転得者が善意であるときは、転得者に対して詐害行為取消権を行使することはできない。

エ 債権者が受益者に対して詐害行為取消権を行使し、詐害行為を取り消す旨の認容判決が確定した場合であっても、債務者は、受益者に対して、当該詐害行為が取り消されたことを前提とする請求をすることはできない。

オ 金銭債務に対する弁済については、過大な代物弁済である場合を除き、詐害行為取消権を行使することはできない。

- 1 アイ            2 アエ            3 イオ            4 ウエ            5 ウオ

ア誤り。

本記述は、被保全債権が発生し、かつ、その履行期が到来した後にされた行為でなければ、これについて詐害行為取消権を行使することはできないとしている点で、誤っている。大判大 9.12.27。判例は、債権者は被保全債権が詐害行為当時いまだ弁済期に達していなくても、その取消権を行使することを妨げないとしている。その理由として、判例は、詐害行為取消権は、債権者が債務者の財産に対して有する共同担保の利益が害されることを防止することを目的とするものであり、当該共同担保は債権の弁済期にあると否とにかかわらず均しく詐害行為により害されるものであるということを挙げている。

イ誤り。

本記述は、引渡請求権が金銭債権に転じていなかったとしても、詐害行為取消権を行使できるとしている点で、誤っている。この点につき判例は「特定物引渡請求権・・・といえどもその目的物を債務者が処分することにより無資力になつた場合には、該特定物債権者は右処分行為を詐害行為として取り消すことができるものと解するを相当とする。けだし、かかる債権も窮極において損害賠償債権に変じうるのであるから、債務者の一般財産により担保されなければならないことは、金銭債権と同様だからである。」(最大判昭 36.7.19)とし、特定物債権も履行不能になれば金銭債権に変ずるという理由で詐害行為取消権の行使を認めている。

ウ正しい。

本記述は、大判大 6.10.3 により正しい。現民法 424 条 1 項ただし書。受益者又は転得者がその行為又は転得の時に於いて債権者を害すべき事実を知らなかったときは、債権者は詐害行為取消権を行使することはできない。判例も、受益者が悪意で転得者が善意の場合、詐害行為の取消しは相対的に効力を生じるから、債権者は転得者に対して詐害行為取消権を行使することはできないとしている。

エ正しい。

本記述は、最判平 13.11.16 により正しい。判例は、「詐害行為の取消しの効果は相対的であり、取消訴訟の当事者である債権者と受益者との間においてのみ当該法律行為を無効とするに止まり、債務者との関係では当該法律行為は依然として有効に存在するのであって、当該法律行為が詐害行為として取り消された場合であっても、債務者は、受益者に対して、当該法律行為によって目的財産が受益者に移転していることを否定することはできない」としている。

オ誤り。

本記述は、金銭債務に対する弁済については、過大な代物弁済である場合を除き、詐害行為取消権を行使することはできないとしている点で、誤っている。大判大 9.12.27。判例は、債務者が既に弁済期に至った債務を弁済するため売買をした場合であっても、もしその代金が不相当に低廉で、そのため債権者に対する弁済資力を薄弱ならしめるに至るべきことを知って、これをしたときは、当該売買は詐害行為となるとしている。

以上により、正しい記述はウとエであり、したがって、正解は肢 4 となる。



## 基準点突破の分岐点となった問題（午後の部 24 位）

第 2 問 確認の訴えに関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア ある財産が遺産に属することの確認を求める訴えは、確認の利益を欠く。

イ 共同相続人間において具体的相続分についてその価額又は割合の確認を求める訴えは、確認の利益を欠く。

ウ 金銭消費貸借契約の債務者が、債権者に対し、その債務を弁済した事実自体の確認を求める訴えは、確認の利益を欠く。

エ 債務の不存在の確認を求める本訴に対して当該債務の履行を求める反訴が提起された場合には、当該債務の不存在の確認を求める訴えは、確認の利益を欠く。

オ 建物賃貸借契約継続中に賃借人が賃貸人に対し敷金返還請求権の存在の確認を求める訴えは、賃貸人が賃借人の敷金交付の事実を争って敷金返還義務を負わないと主張している場合であっても、確認の利益を欠く。

1 アウ            2 アオ            3 イエ            4 イオ            5 ウエ

ア誤り。

最判昭 61.3.13。共同相続人の範囲、その相続分の割合について争いがなく、11 件に及ぶ土地・建物が遺産に属しているのかが争われた事件において、最高裁は、当該不動産についての共同相続による共有持分権の確認の訴え（現在の法律関係）という形も考えられ、これももちろん適法であるが、それとは別に、原告が提起した「遺産確認の訴え」という形も適法だとした。したがって、本記述は誤っている。

イ正しい。

最判平 12.2.24。最高裁は、「具体的相続分は、……遺産分割手続における分配の前提となるべき計算上の価額又はその価額の遺産の総額に対する割合を意味するものであって、それ自体を実体法上の権利関係であるということとはできず、遺産分割審判事件における遺産の分割や遺留分減殺請求に関する訴訟事件における遺留分の確定等のための前提問題として審理判断される事項であり、右のような事件を離れて、これのみを別個独立に判決によって確認することが紛争の直接かつ抜本的解決のため適切かつ必要であることはできない。したがって…確認の利益を欠く」としている。したがって、本記述は正しい。

ウ正しい。

確認の利益を判断するにあたっては、確認対象（訴訟物）としてどのようなものを選択するか否かが、紛争解決の実効性の観点より問題となる。そして、原則として事実の確認は許されず法律関係の確認を求めべきであり、例外的に証書真否確認のように事実の確認が紛争の抜本的解決をもたらす場合には確認の利益が肯定される。本記述では、債務の弁済の事実自体の確認を求める訴えが提起されており、単なる事実の確認についてであるため、確認の利益は認められない。したがって、本記述は正しい。

エ正しい。

最判平 16.3.25。最高裁は、債務不存在確認請求に係る訴えについては、給付訴訟である反訴が提起されている以上、もはや確認の利益を求めることができないから、債務不存在確認訴訟は不適法として却下を免れないとしている。したがって、本記述は正しい。

オ誤り。

最判平 11.1.21。最高裁は、本記述と同様の事案において、敷金返還請求権を条件付きの権利であると判示した上で、「本件の確認の対象は、このような条件付きの権利であると解されるから、現在の権利又は法律関係であるということができ、確認の対象としての適格に欠けるところはないというべきである。また、本件では、Yは、Xの主張する敷金交付の事実を争って、敷金の返還義務を負わないと主張しているのであるから、X・Y間で右のような条件付きの権利の存否を確定すれば、Xの法律上の地位に現に生じている不安ないし危険は除去されるといえる」としている。したがって、本記述は誤っている。

以上により、誤っている記述はアとオであり、したがって、正解は肢 2 となる。

### 3. 合格レベルに達するまでの勉強について

主に本試験で問われている知識（試験対策としてやるべきこと。）

※私が過去問分析から抽出しました「試験委員が考えているであろう“基本知識”です。」

<憲法>

1. 判例知識（最も重要）
2. 学説問題に関する基本知識
3. 過去問知識
4. 条文知識

<民法>

1. 過去問知識（最も重要）
2. 条文知識
3. 判例知識
4. 学説問題に関する基本知識

<刑法>

1. 過去問知識
2. 判例知識

<商法>

1. 条文知識（最も重要）
2. 過去問知識（平成 27, 28, 29 年度の出題から考えると、今後は平成 17 年以前の過去問も潰すべき）
3. 商法総則・商行為の勉強

<民事訴訟法>

1. 過去問知識（最も重要）
2. 条文知識（年度によっては、過去問学習だけで足りない年がある。）

<民事保全法>

1. 過去問知識（最も重要・基本的に、過去問学習で対応すべき科目）
2. 条文知識

<民事執行法>

1. 過去問知識
2. 条文知識（学習範囲が広すぎるため、過去問学習をしっかりとやって切り上げるという選択肢もアリ。）

<司法書士法>

1. 過去問知識（最も重要・基本的に、過去問学習で対応すべき科目）
2. 条文知識

<供託法>

1. 過去問知識（基本的に、過去問学習で対応すべき科目）

<択一式不動産登記法・記述式不動産登記法>

1. 択一過去問知識（最も重要・記述式の勉強も兼ねることになる。）
2. 記述式過去問知識
3. 条文知識
4. 先例や登記研究等の知識
5. 申請書のひながた知識

<択一式商業登記法・記述式商業登記法>

1. 会社法の条文知識（最も重要・記述式の勉強も兼ねることになる。）
2. 択一過去問知識
3. 記述式過去問知識
4. 商業登記法の条文知識
5. その他法律（一般法人法等）の知識







# あなたの熱意 辰巳の誠意

## 辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6  
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）  
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F  
TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）  
京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435  
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F  
TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F  
TEL092-726-5040（代表）

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館 8階  
穴吹カレッジキャリアアップスクール内 TEL086-236-0335